



熊谷市立大原中学校

生徒指導マニュアル

いじめ防止対策マニュアル

(いじめの防止等のための基本的な方針)

「予防」 個と集団の観察…日常的に！

「報告」 事実の確認…正確に！

「連絡」 一秒でも早く…関係機関に！

「対処」 組織的対応…情報の共有化を！

生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけています。
- ・徹底して「かまって」あげます。
- ・いざという時、全員で動きます。
- ・1秒でも早く、プロの手に渡します。

平成26年5月改訂

目 次

熊谷教育の指針 ~ 帷羅高等小学校の教育に学ぶ ~

1 生徒指導心得 ~ 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを!~ ——1

- (1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけています（専門職としての誇り）
- (2) 徹底して「かまって」あげます（健全育成の基本）
- (3) いざという時、全員で動きます（組織への信頼）
- (4) 一秒でも早くプロの手へ渡します（関係機関との連携）

2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方 4

3 いじめ防止対策推進法における組織等について 6

- (1) 関係図
- (2) 熊谷市いじめ防止基本方針の策定及び関係機関の設置
- (3) 学校いじめ防止基本方針の策定及び関係機関の設置
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - ウ 重大事態への対処
 - (ア) 重大事態の発生と調査
 - (イ) 調査結果の提供及び報告
 - (ウ) 再調査及び結果を踏まえた措置

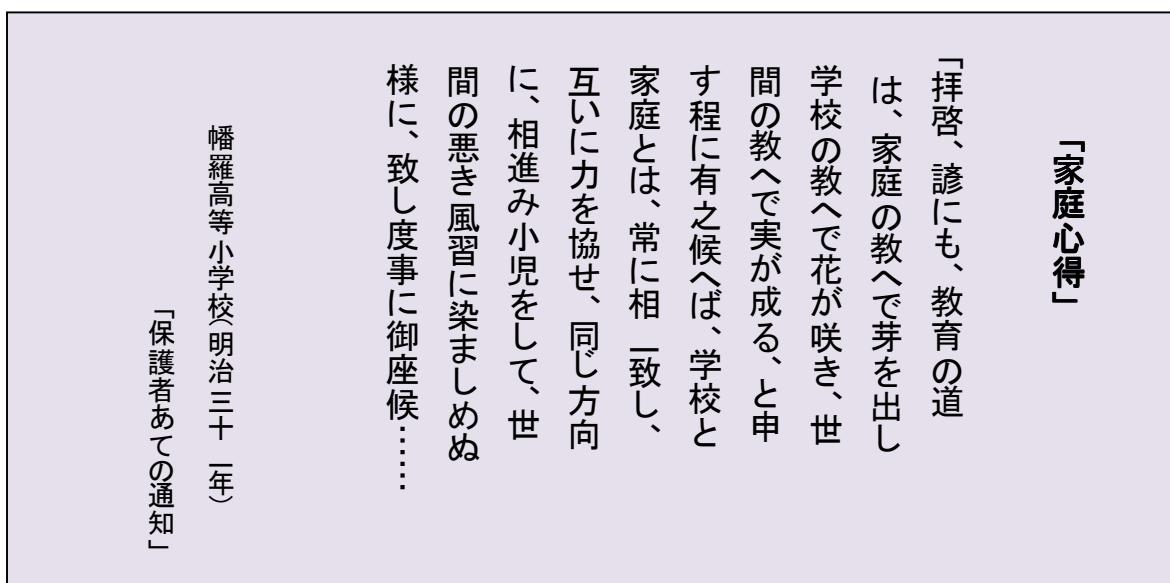
4 いじめ防止に関する具体的な取組 10

- (1) 早期発見・早期対応のための手立て
 - 「児童・生徒サインチェックリスト、教師の手立て」
 - 「あなたは大切な宝物」「今の私の心を見つめてみます」
 - 「いじめ緊急対策」 熊谷市立中学校「いじめ撲滅宣言」
 - 「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」
- (2) 道徳授業の充実

熊谷教育の指針 ~ 幡羅高等小学校の教育に学ぶ ~

熊谷市には、教育の原点ともいべき、「幡羅高等小学校」保護者あての通知（明治31年）、今で言えば「学校だより」にあたる「家庭心得」が残されている。明治のこの時代から、学校・家庭・地域の連携協力によって、同一歩調で進もうとしていた。約100年後においても、決して変わるものではなく「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」のそれぞれが機能し、関わりあい、支えあっていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなる。まさに「不易」のことである。

先達に学び、変えなければならないことと変えてはならないことを見極め、学校と家庭と地域社会とがそれぞれの役割を果たすことを基盤として、義務教育の充実を図るとともに、各年代層の市民に対して適切な生涯学習の場を提供できる事業を積極的に推進している。



1 生徒指導心得 ~ 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを!~

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしている。中でも平成19年1月に「いじめの定義」が変わったことを受け、「いじめ緊急対策」マニュアルを確認した。さらに、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定が義務づけられた事を受け、いじめの防止やいじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策がとられているか等を改めて確認し

た。いじめに限らないが、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切なことである。

そこで、児童生徒を指導するときは、「是々非々で」行なうことが極めて重要である。ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく感性豊かに、そして意図的に教育するのが私たちプロの教師の仕事である。

すずめの学校

作詞: 清水かつら

作曲: 弘田龍太郎

ちいちゃいぱっぱ
すずめの学校の先生は
むちをふりふり
生徒のすずめは
お口をそろえて
まだまだいけない
もいちどいっしょに
ちいちゃいぱっぱ

ちいぱっぱ

ちいぱっぱ

輪になって

ちいぱっぱ

ちいぱっぱ

ちいぱっぱ

ちいぱっぱ

ちいぱっぱ

めだかの学校

作詞: 茶木 滋

作曲: 中田喜直

めだかの学校は
そつとのぞいて
そつとのぞいて
みんなでおゆうぎ
めだかの学校の
だれが生徒か
だれが生徒か
みんなでげんきに

川のなか

見てごらん

見てごらん

しているよ

めだかたち

先生か

先生か

あそんでる

本市では、次の4つを「生徒指導心得」とし、いじめの防止、早期発見、いじめの対処、連携（家庭・地域・関係機関）に努めている。

(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけています。（専門職としての誇り）

教師は教えるプロであり「素人にもわかる授業」しかし、「素人にもできる授業」ではない。広辞苑の「教育」の定義には、「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ・・・」とある。どんなに一生懸命働きかけても、教えても、活動させて、児童生徒が望ましい姿に変化しなければ「教育」とは言えない。「わからない」という姿から「わかる」という望ましい姿に、「できない」という姿から「できる」という望ましい姿に変化させてはじめて、教育が成り立つということである。児童生徒に、確かな学力をつけて、はじめてプロ、専門職と言われるのである。

(2) 徹底して「かまって」あげます。（健全育成の基本）

「かまう」（構う）という言葉を広辞苑でひくと、「係わる・関係する・世話をやく・もてなす・気をつかう」とある。マザーテレサの言葉に「愛の反対は、憎しみではなく、無関心である」という言葉がある。存在感や立場を全否定してしまう「無関心」であってはいけない。まだ、憎んでいるうちはそれなりに関心があるということである。生徒指導で一番大切なことは、「かまってあげる」ことである。

(3) いざという時、全員で動きます。(組織への信頼)

例えば、いじめが発見されたら先ず「緊急職員会議」を行うことが何よりも重要である。授業中であろうと給食中であろうと、緊急に聞くことに意味がある。先ず全教職員が知ることが大切であると同時に、子どもたちに「何が起きたのだろう?」と緊急事態発生を知らせることで、被害の子どもはもちろん、加害の子どもやその周辺にいた子供、ひいては保護者たちにも、その結果「何か起きたら、大事な授業も中止して全員で緊急事態に対応してくれる」という安心感を与えることになる。細かな事実を確認するのは、その後でもできる。けがをしたらまず応急処置として、止血することと同じである。しかし、いじめはそのけがの大きさは見えにくい。「何かあったら、先生方がすぐ動いてくれる」と言う安心感を与えることで、先生や学校、学校という組織への信頼感が高まり、子供も保護者も相談しやすい場となる。しかし、はじめの対応でボタンを掛け違えると、解決に時間もかかり、信頼とは反対の不信感をもたれてしまう。学校は、子供からの訴えや保護者からの相談には、誠意をもって真摯に対応することが何より重要である。

(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します。(関係機関との連携)

学校は、ある意味、社会と同じようになっていなければならぬ。「学校は社会の縮図、社会で許されないことは学校でも許されない」ということを子供や保護者に伝えておかなければならない。これでもか、これでもか、とかまってあげる。しかし、これが学校の範疇や限界を超えた行為に当たるようなときは、迷わずプロに任せる。逃げではなく、子供のことを考え、「子供たちにとって何がベターなのか」を判断基準に決断した結果、この道のプロである警察等に任せるのである。

かまって音頭

作詞:つかこうへい 作曲:中村弘明 歌:大竹しのぶ

ああー かまって かまって かまって かまって
パパ ママかまって ボクにかまって みんなでかまって まいにちかまって
かまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
新しい赤ちゃんがうまれて ママは赤ちゃんのおっぱいやおしめの世話で
ボクをほったらかし… どうせボクは きらわれてんだ
泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン
だから 一日中かまって かまって ベタベタさせて かまって かまって いっぱい
かまって
甘えん坊と言わないで ああー かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

ああー かまって かまって かまって かまって
朝晩 かまって たくさん かまって いつでもかまって もーとかまって
かまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
パパがよっぱらってかえってきて ママはお薬を出したり お水を飲ませたり

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

※いじめ防止対策推進法

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

※国といじめ防止基本方針

(いじめの防止等の対策に関する基本理念)

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

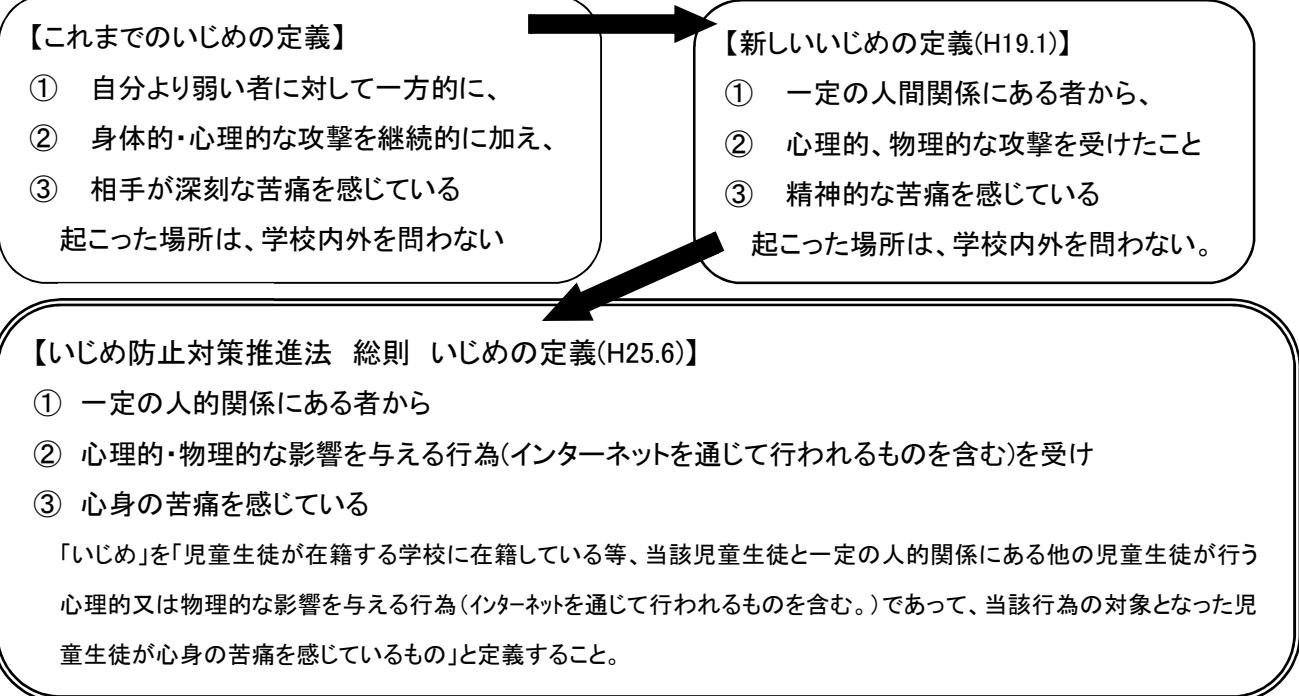
加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめはどの学校にも、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えればいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。



「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

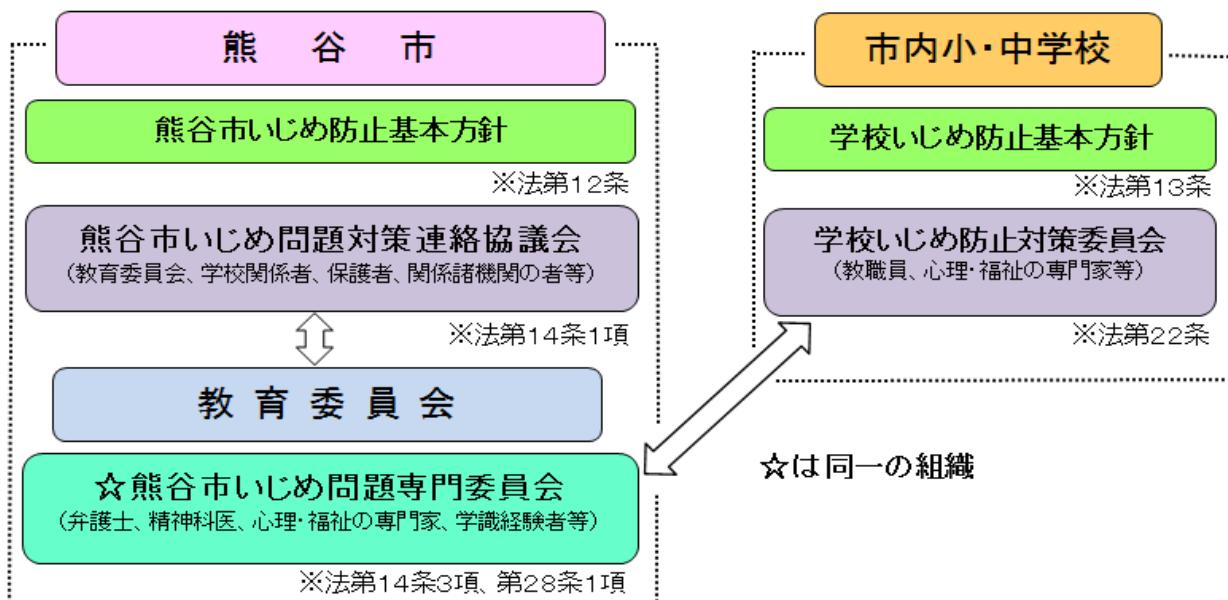
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報するなど、警察と連携した対応を取ることが必要である。

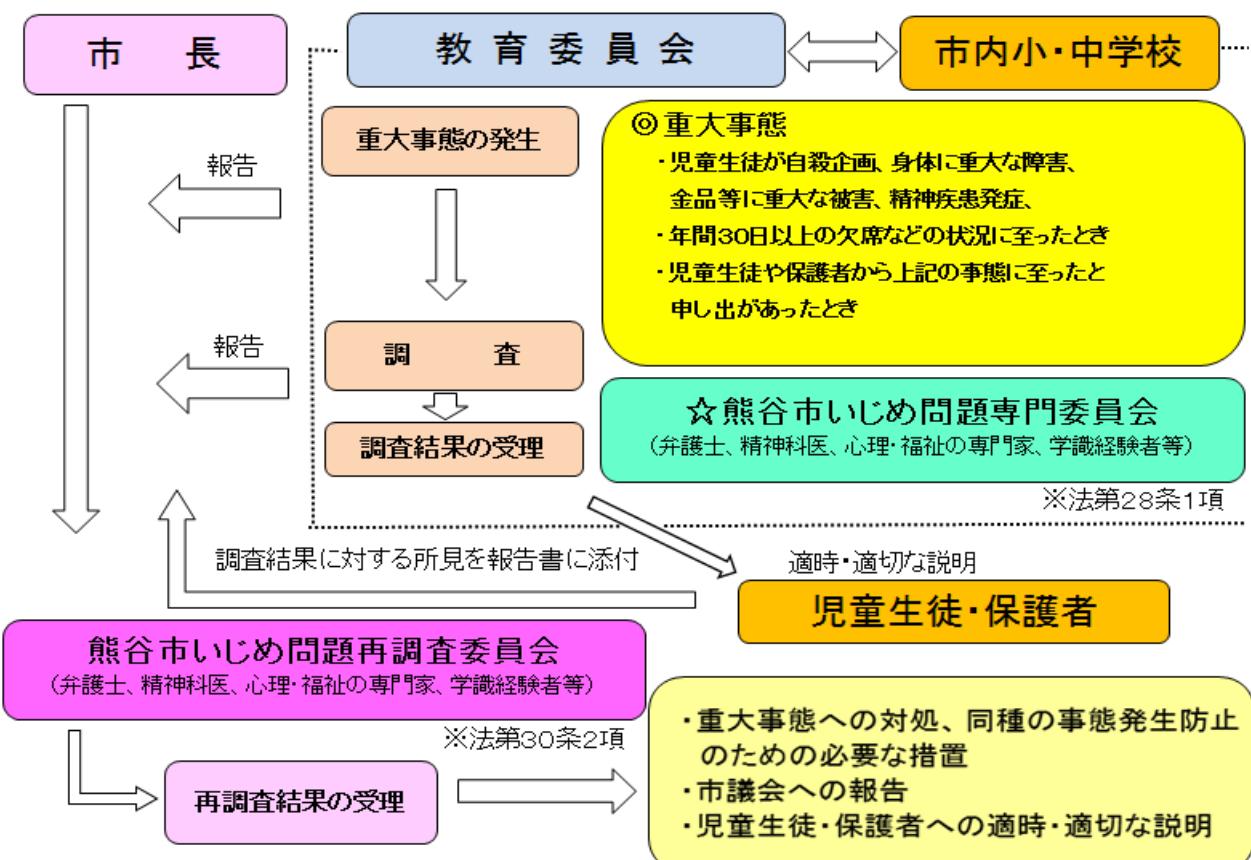
3 いじめ防止対策推進法における組織等について

(1) 関係図

【日常の対応】 いじめの防止・早期発見・早期対応のための関係機関等との連携及び調査を行う。



【重大事態】 学校からの報告を受け、事実関係を明確にするための調査を行う。(再発防止を含む)



(2) 「熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定及び関係組織の設置

※いじめ防止対策推進法

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。



「熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。



「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。



「熊谷市いじめ問題専門委員会」（仮称）の設置

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。



調査機関は14条3項の「熊谷市いじめ問題専門委員会」（仮称）と兼ねる

(公立学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方

法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければなら

ない。



再調査をする機関として市長部局に「熊谷市いじめ問題再調査委員会」（仮称）の設置

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定及び関係組織の設置

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

※いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国や県、熊谷市の基本方針を参照し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）とし、いじめの防止等のため、「学校基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中心として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。「学校基本方針」には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めるとともに、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、例えば校内研修等やいじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「児童生徒サインチェックリスト及び教師の手だけ」を活用するなどといったような具体的な取組を行うことが大切である。

また、学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から学校評議員や保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

イ いじめの防止等の対策のための組織の設置

※いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校では、日ごろから生徒指導委員会や教育相談委員会等において、ほほえみ相談員や地域教育相談員等が参加し、児童生徒の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行っている。組織として対応することは、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等で構成される「学校いじめ防止対策委員会」を置くものとする。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒

ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

ウ 重大事態への対処

※いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(ア) 重大事態の発生と調査

「重大事態」である「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 年間30日以上の欠席などの状況に至った場合
- などのケースが想定される。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。学校並びに「いじめ問題専門委員会」では、事実を明らかにすること及び

同種の大事態の発生の防止するために、速やかにアンケートや聞き取りなど適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

(イ) 調査結果の提供及び報告

学校及び教育委員会は、その結果を「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に提供する。また、市長には教育委員会から重大事態の発生や調査結果等を報告する。

(ウ) 再調査及び結果を踏まえた措置

市長部局にある「いじめ問題再調査委員会」は、当該重大事態の性質や調査結果等を考慮し、必要に応じて専門家等による再調査を行う。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処及び同種の重大事態の再発防止のために、指導主事や教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を派遣し、重点的な支援を行うとともに必要な情報を提供し、学校の指導・相談体制を整備するなど必要な措置を講じる。

学校は、該当児童生徒に対して複数の教職員で対応するなどの環境を整える。

再調査の結果は、熊谷市議会に報告するとともに当該児童生徒・保護者に適時、適切な説明をする。なお、個人のプライバシーには十分配慮する。

4 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの防止対策には、未然防止、早期発見、早期対応は何よりも効果的である。学校では、日ごろから学校生活全般をとおして、児童生徒の小さな変化を見逃さないことが大切である。

児童生徒や保護者等からの訴えはもとより、登校時から授業時間や休み時間、給食の時間や清掃の時間、そして部活動の時間や下校するまでの中で小さな変化を見逃さないことが大切である。

いじめを受けている児童生徒は、必ず1日の中で、救いを求めるサインを出していることを忘れてはいけない。教師は、その時・場に応じて出されたサインを見逃さず、適切な指導・支援をしていくことである。

いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、一人一人が互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために市内全ての中学校の生徒会が宣言した熊谷市立中学校「いじめ撲滅宣言」（平成26年2月作成）をもとに、「いじめは絶対に許さない」という強い決意を持ち、いじめ撲滅に徹底的に取り組むとともに、引き続き「生きる力」そのものである「熊谷の子どもたちは、これができる！」『4つの実践』と『3減運動』に大人が手本となり、学校全体で取り組む。

さらに、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直し・改善を図るとともに「いじめ緊急対策マニュアル」（いじめの防止やいじめが発生してからの対応）を作成している。特に初期対応として、いじめの発見・通報を受けた場合には、「緊急職員会議」をすぐに開くことなどを明記し、「いじめは人間として絶対に許されない」「何があっても絶対に死んではいけない」ことの指導を日ごろから徹底しておく。いじめに限らないが、常に「事あれば先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童生徒はもとより保護者にも持たせることを第一に考えることが、第二、第三の被害を発生さ

せないための抑止力となる。

また、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) 早期発見・早期対応のための手立て

「生徒のサインチェックリスト、教師の手立て」

場面	生徒のサイン
登校時から始業前	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ① いつも一人で登校する。友だちと登校しても表情が暗い。<input type="checkbox"/> ② 登校時間が一定していない。(早く登校したり、遅く登校したりしている)<input type="checkbox"/> ③ 自分からあいさつをしない。友だちからのあいさつや言葉掛けがない。<input type="checkbox"/> ④ あいさつや声掛けをしても、はっきりとした返事が返ってこない。<input type="checkbox"/> ⑤ 元気がなく、顔色がすぐれない。<input type="checkbox"/> ⑥ はっきりとした理由もないのに欠席することがよくある。<input type="checkbox"/> ⑦ 声に出し、心を込めた呼名をしても、元気のない返事をしたり、返事をしなかったりすることがある。<input type="checkbox"/> ⑧ 健康観察の時、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。<input type="checkbox"/> ⑨ 宿題や朝の読書(課題)をほとんどやっていない。また、提出物が出せない。<input type="checkbox"/> ⑩ 授業の準備をせず、ぼんやりしたり、そわそわしたりしている。

【教師の手立て】

“はじめが肝心 ようこそ大原中学校へ”

- ① 生徒の登校のようすを把握し、それに応じた温かい対応をする。
- ② 教師から『おはよう』の声掛けをし、今日の生徒の心理状態を把握する。
- ③ 朝の読書や提出物の出来具合を把握し、賞賛や励ましを行う。
- ④ 声に出し、心を込めた呼名による健康観察を行い、一人一人を視診するとともに、気になる生徒への声掛けを行う。
- ⑤ 朝の会では、今日一日の予定をきちんと説明し、目的を持った生活をしようとする意欲を持たせる。
- ⑥ 朝の会等で欠席者の理由を上手に伝え、教師の温かい思いやりが学級や欠席者に伝わるように工夫をする。
- ⑦ 遅刻してくる生徒の理由や原因を追及する前に、学級全員で温かく向かえる雰囲気をつくる。
- ⑧ 今日の学習に対する意欲付けをする。
- ⑨ 朝の出勤時に職員同士で明るく元気にあいさつを交わす。(教師の行動が生徒に伝わる)

教師の 言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ おはよう。 ・ 返事が大きくて気持ちいいね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ ありがとう。 ・ 頑張っているね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調はどう？ ・ 今日はこんなができるといいね。 ・ 聞く姿勢が立派になったね。 ・ 昨日こんなことがあったよ。

場面	生徒のサイン
授業時間	<p><input type="checkbox"/> ① 宿題や課題、提出物等の忘れ物が多くなってきている。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 教室に入れず、保健室やほほえみ相談室、職員室等に来て時間を過ごす。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 授業が始まっているのに机上に学用品が散乱している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 教科書やノートなどに落書きされるなどして、汚されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 特定の生徒の発表や間違いの時だけ、やじがとばされたり笑われたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 特定の生徒を誉めると、周りの生徒があざ笑ったり、しらけたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 特定の生徒が学習内容と全く関係ないことを発言し(させられ)みんなの笑いものになっている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 二人組を作ったり、グループを作ったりして学習するとき、特定の生徒が取り残される。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 係決めなどをするととき、特定の生徒が入った係には、ほかの生徒は入ろうとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がる。</p>

【教師の手立て】

“素人にわかる授業、そして、素人にできない授業を行う”

- ① 笑顔で入室するなど、生徒との出会いの時の態度に配慮する。
- ② 否定的な言葉や態度で授業を始めない。
- ③ 学習態度や準備ができていない生徒に対しては、その原因を探り、援助・指導をしていく。
- ④ 教師の思惑とは違う考え方や生徒のつぶやきを大切にした授業を行う。
- ⑤ 生徒が安心して発言できる学習の雰囲気をつくる。
- ⑥ 学習が遅れがちな生徒が、活躍できる場面を確保する。
- ⑦ 学習が遅れがちな生徒やつまずいている生徒に個別指導を行う。
- ⑧ 生徒の多様な考えが發揮できる場を意図的に設ける。
- ⑨ 授業のまとめの段階では、生徒の理解度を把握するように努める。

教師の 言葉掛け		
	<ul style="list-style-type: none">• 今日も頑張ろう。• よいところに気づいたね。• 聞く姿勢が立派になったね。• その考え方いいね。• ここがよかったですね。	<ul style="list-style-type: none">• 返事が大きくて気持ちいいね。• 挨拶がとても気持ちいいね。• すばらしいね。• なるほど。• こんなふうに考えたらどうかなあ。
場面		生徒のサイン

休
み
時
間

- ①これまで仲の良かったグループから外されている。
- ②どこのグループにも入れず、一人でぽつんとしている。
- ③自分から友だちに声掛けすることなく、誘われるままに元気なくついていく。
- ④保健室やほほえみ相談室に入り出しが多くなっている。
- ⑤用事もないのに職員室付近をうろうろしている。
- ⑥教師に寄ってきたり、隠れるようにして話したりする。
- ⑦遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ⑧一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- ⑨一緒に遊んでいる友だちに異常な気遣いをしている。
- ⑩遊びの中でいつもいやな役をされられている。
- ⑪プロレス遊びや○○ごっこのようなことに無理やり加えられている。
- ⑫トイレ等に閉じこもっている。
- ⑬普段はおとなしい男子が、女子トイレに入ったり、スカートめぐりなどをしている。
(させられている)
- ⑭休み時間にはなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。
- ⑮一人で、校舎内をフラフラと徘徊し、寂しそうに教室へ戻ってくる。
- ⑯遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。

【教師の手立て】

“一人で 30 秒 35 人でたったの 17 分 30 秒”

- ①休み時間になった時、生徒が遊び仲間を作つて遊びに行く様子を観察する。
- ②遊びに入れない生徒をそのままにせず、誘い合つて遊べるように働きかける。
- ③教師自ら、できるだけ生徒と一緒に遊ぶことを心掛ける。
- ④生徒との対話や声掛けなどを通じて(チャンス相談)、悩みなどを把握し、援助・指導をする。
- ⑤「(これは)遊びです」という生徒の言葉を鵜呑みにせず、状況を確認する。
- ⑥生徒の表情などから、休み時間の満足度を把握する。
- ⑦授業終了の時刻と開始の時刻を守り、休み時間を確保する。
- ⑧授業から職員室等へ戻るときは、いつも同じ経路でなく、いろいろな経路を通る。
死角になるところに教師の目が届くように。
- ⑨次時間が空き時間であるならば、教育相談の絶好の機会であることを認識し、教室や廊下で生徒の会話を増やそう。

教師の 言葉掛け	<ul style="list-style-type: none">・雨の日は落ち着いて生活しようね。・電気や戸締まりよろしくね。・挨拶がとても気持ちいいね。	<ul style="list-style-type: none">・次は移動教室だね、しっかり頑張って。・何か質問がある人は来てください。・ありがとう。
-------------	---	---

場面	生徒のサイン
給食時間	<input type="checkbox"/> ① 敬遠しがちなメニューの品を特定の生徒だけ山盛りにする。または、その逆。 <input type="checkbox"/> ② 特定の生徒への配膳忘れ(意図的)がよくある。 <input type="checkbox"/> ③ 特定の生徒が配膳しようとすると周りの生徒が受け取ろうとしない。 <input type="checkbox"/> ④ 生徒に好まれるメニューを、もらわれてしまうことが多い。 <input type="checkbox"/> ⑤ 配膳の為の列をつくる時、特定の生徒の後ろに並びたがらない。 <input type="checkbox"/> ⑥ 腹痛や吐き気を訴えることが多く、給食を残したり食欲がないことが見られる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 班で机を寄せて会食する時、いつも特定の生徒の机だけ離されている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 班での会話に、特定の生徒だけ入れてもらえず無視されている。または、会話に入りたがらない。 <input type="checkbox"/> ⑨ 話題が特定の生徒の悪口や失敗ごとが中心となっており、おもしろそうに話されている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 特定の生徒が、一人で食器の片付けや、牛乳パックの処理をさせられている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 食器の片付けや返却、運搬の際当番以外でも行っている(させられている)。

【教師の手立て】

“何事も食事に現れる”

- ① 給食当番が配膳等の役割分担を決める方法を確認する。
- ② 生徒と一緒にになって、生徒の配膳を誉めながら配膳を行う。
- ③ 全員の配膳、着席が確認できてから「いただきます」をさせる。
- ④ 意図的、計画的に班の中に入り食事をする。
- ⑤ 班での会食は、一人一人の生徒理解に努めるとともに、生徒の相互理解が図れるよう楽しく食事をする。
- ⑥ 偏食や食事量の偏り等について、改善されるよう自己努力を促すとともに、継続的に援助・指導していく。
- ⑦ 生徒の給食時の変化に気づくため、日頃から、好き嫌いや食べ方等について観察し、その様子を把握しておく。
- ⑧ 片付けは生徒に任せないで、当番が教室から出るまで教室で見届ける。
- ⑨ 片付け終了後、全員が席に座ったことを確認してから「ごちそうさま」をさせる。

言葉掛け 教師の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日の配膳は早くてがんばったね。明日もよろしくね。 ・ 好き嫌いは少なくした方がいいなあ。 ・ 今日は時間にゆとりを持って食べられたね。当番に感謝しよう。 ・ 両手を出して食べよう。
-------------	--

場面	生徒のサイン
清掃時間	<p><input type="checkbox"/> ① 特定の生徒と同じ清掃場所になろうとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> ② いつもみんながいやがる仕事や場所が割り当てられる。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(3)</p> <p>特定の生徒の雑巾や清掃用具がよくなくなったり、ごみ箱に捨ててあつたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 特定の生徒だけが清掃用具を持たないでいたり、古い用具を使わせられたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 一人だけ離れた場所で清掃している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 教室の机や椅子を運搬するとき、いつも特定の生徒のものだけ取り残されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 特定の生徒だけ清掃をさせられており、他の生徒はそれを見てからかつたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 特定の生徒が床を拭いたり、掃いたりしようすると、その前がふさがれたり、股の下を通らされたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 清掃後、必要以上に衣服がひどく汚れていたり、ぬれたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 他の生徒は清掃が終わっているのに、一人だけ続けていたり、後かたづけをしたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ いつも、次の授業に遅れてくる。</p>

【教師の手立て】

“清掃は人の心を磨くまで”

- ① 生徒が行っている清掃当番箇所や用具の分担の様子を把握する。
- ② 仕事は全員で分担し、協力して仲良く行われるよう、その都度援助・指導を行う。
- ③ 生徒と一緒に清掃する機会を持つ。
- ④ 担当の清掃箇所を必ず1回は巡回するようにする。
- ⑤ 清掃をしないで遊んでいる生徒を指導するとともに、一生懸命やっている生徒に対して「よくやっているね」等の声掛けをする。
- ⑥ 清掃用具の後始末まで見届け、最後まで頑張った生徒にはねぎらいの声掛けをする。
- ⑦ 反省会では、全員が集合しあいさつをして終わりにする。その際に担当の教師がサインをするとともに、活動について振り返らせる機会とする。
- ⑧ 教師が出張等で不在の時は、回りの教師が声を掛けながら進める
- ⑨ 清掃用具の点検を委員とともにやっておく

教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ きれいになったね。 ・ はやくできたね。 ・ ごくろうさま。 ・ 協力してきたね。 ・ 机を引きずらないようにしよう。 ・ 黒板がとってもきれいだね。 ・ だんだん上手になったね。
---------	--

場面	生徒のサイン
帰りの会から下校時	<input type="checkbox"/> ① 帰りの会での配布物が、特定の生徒だけに渡らない。 <input type="checkbox"/> ② 帰りの会で、いつも特定の生徒が追究されるなどしている。 <input type="checkbox"/> ③ 何か起こると、いつも特定の生徒のせいにされる。 <input type="checkbox"/> ④ 下校の時間が近くになると、不安そうな表情が見え、落ち着かない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 帰りの会が終わっても、用事がないのに教室に残っている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 帰りの会後、用事がないのに教師や職員室のまわりをうろうろしている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 朝や昼には見られなかった衣服の汚れやすり傷等が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特に理由はないのに、いつも一人で急いで下校する。 <input type="checkbox"/> ⑨ 教師の目の届きにくい場所に友達が(待ち伏せて)いて、一緒に帰る。 <input type="checkbox"/> ⑩ いつも友だちの荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 自転車で下校するとき、自転車にいたずらをされたり、自転車を取られて、歩いて(走って)帰ったりしている。 <input type="checkbox"/> ⑫ 帰るときになって、特定の生徒の靴や持ち物等がなくなっており、探してもなかなか見つからない。
【教師の手立て】	
“さようなら またあした”	
<input type="checkbox"/> ① 帰りの会の運営については適時、援助・指導する。 <input type="checkbox"/> ② チェックシート等を活用し、今日一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる。 <input type="checkbox"/> ③ 帰りの会を連絡だけで終わりにせず、相互の心の交流を図る場として充実させる。 <input type="checkbox"/> ④ よかったこと、嬉しかったことなどを認め合い、賞賛し合う時間を確保する。 <input type="checkbox"/> ⑤ 教師から見た、よかったことや反省すべきことなどを話し、明日への意欲付けを行う。 <input type="checkbox"/> ⑥ お互いが気持ちよく『さようなら』ができるように工夫する。 <input type="checkbox"/> ⑦ 『さようなら』の時、生徒の表情を観察し、普段と変わらないかどうかを確認する。 <input type="checkbox"/> ⑧ 友だちと一緒に複数で帰るように促す。 <input type="checkbox"/> ⑨ 問題を抱えた生徒に対しての個別相談を行う。 <input type="checkbox"/> ⑩ 全員の生徒が教室を出るのを確認しながら、生徒の机の落書きなどを気にしながら環境の整備を行う。 <input type="checkbox"/> ⑪ 朝の様子と変わってないか、学級全体と個人を見つめる。	

教師の 言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司会者の手順がいいね。 ・ ○○係の人○○をお願いします。 ・ 聞く姿勢が立派になったね ・ 発表者の声が大きくて素晴らしいね。 ・ 今日も頑張ったね ・ 笑顔で終わって、今日もよい一日だったね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ 明日はもっとがんばろう。 ・ さようなら。
-------------	--

場面	生徒のサイン
その他・全體	<p><input type="checkbox"/> ① 衣服の汚れや破れ、ボタンが取れているなど服装に異常が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 理由のはつきりしない傷やあざ、鼻血、怪我等が見られる。また、それを隠そうとしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 文具類や履物等の持ち物が隠されたり、壊されたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 不自然な言動が見られ、表情が暗く、周囲を気にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 普段明るい生徒が、急に元気がなくなり、ふさぎ込んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 頭痛や腹痛、吐き気などをよく訴えるようになる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 一人で行動することが多くなり、集団行動を敬遠するようになる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 活気がなくなり、おどおどすることが多くなる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 生活ノートや心のノートなどの記述に不安や悩みを示すようになる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 他の生徒の遣い走りをさせられるなど、他の言いなりになっている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 嫌なあだ名で呼ばれたり、「クラスの恥」などといわれ、除け者にされたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 特定の生徒の机や椅子、持ち物などに触れようとしなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 席替えの時、いつも特定の生徒の近くに座るのを嫌がる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ 班長や係、学級代表等の選出がまじめに行われず、押しつけで選ばれる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮ グループ作りなどを行う際、なかなか特定の生徒の所属が決まらない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯ 文字や作品等が乱雑になってくる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑰ 掲示作品や黒板、壁等に中傷の言葉や悪質な落書きが見られる。</p>

【教師の手だて】

“やって見せ 言って聞かせて
させてみて 誉めてやらねば人は動かない”

- ① 「愛の鞭」などと称して体罰は絶対に行わない。
- ② 「だめなものはだめ」という毅然とした態度を示しながらも、何でも頭ごなしに叱らない。かげで、短く、比較しないで叱る。
- ③ 感情に任せて、生徒の心を傷つける言葉を発しない。
- ④ 特定の生徒ばかりを叱ったり誉めたりしない。
- ⑤ 「〇〇さん」「〇〇くん」といった温かい呼称で呼ぶ。または、快い愛称で呼ぶ。
- ⑥ 生徒の言動や表情に気づくよう、普段から一人一人をよく見る。
- ⑦ 生徒会活動や学級活動、部活動等を自治的な活動といって、すべて任せない。
- ⑧ 生徒の信頼関係づくりに力を入れる。
- ⑨ 生徒と触れ合う時間を意図的に増やすように努める。
- ⑩ 生活ノートや学級日誌、レポート、作品等にあたたかいコメントを添える。
- ⑪ 一面的な物差しで生徒を評価せず、多面的にとらえ、それぞれのよさを認め、伸ばすようになる。

「あなたは大切な宝物」

～ いじめられている子の視点に立って ～

何気ないあなたの言動が、友達の心を傷つけてしまっていることはありませんか。クラスの中には、友達に嫌なことを言われたり、嫌なことをされたりしても声を出して助けを求めることができず、苦しんでいる友達もいます。そんな時は、周りの人が声をかけ、助けてあげましょう。本人が「いじめられている」と感じたら、それは「いじめ」なのです。

場面	生徒のサイン
部活動の時間	<p><input type="checkbox"/> ① 一人で準備や後かたづけをさせられている。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 部活動に遅れて参加したり、欠席したりすることが続く。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 頭痛、腹痛、吐き気などをよく訴える。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 特定の生徒だけに苦しい練習が課せられ、失敗すると笑い者にされる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 練習中や休憩中、一人でいることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 練習中、特定の生徒にだけ、パスやボールが回らないなど疎外される。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 特定の生徒が使った用具に他の生徒が触れようとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 二人組やグループを作つて練習するとき、いつも特定の生徒だけが取り残される。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 特定の生徒だけが、手足のように使われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ チーム分けの時など、特定の生徒と同じチームになろうとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 必要以上に衣服や持ち物が汚れています、ボタンが取れていますなど異常な部分が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 個人の用具や持ち物が隠されていて、なかなか見つからない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 理由がはつきりしない傷やあざ、鼻血、怪我等が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ 欠席が多くなり、理由もはつきりしない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮ 理由も言わずに、部活動をやめたいと言います。</p>

【教師の手立て】

“勝つことだけを目標としない”

	<p><input type="checkbox"/> ① できる限り早く活動場所に行く。また、忙しくても必ず1日1回は顔を出せるように心掛ける。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 生徒が部活動へ向かう時や開始の時、表情を見ながら、激励の声掛けを行う。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 部活動以外での生徒の活躍のようすも普段から情報として入れるようにして、激励する。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 部活動を通して、技能の向上だけでなく、好ましい人間関係の在り方についての援助・指導を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 異年齢集団のなかで、好ましい対人関係を学ばせるよい機会とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 一人一人の生徒の能力や特性等を的確に把握しながら、すべての生徒が参加意欲を持ち、個性が伸長されるような援助・指導を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 活動の最後にまとめの話をし、次の活動の意欲につながるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 後始末のようすまで見届ける。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 学級担任との連携を密にし、適切な援助・指導に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 出席簿をしっかりとつけさせ、欠席・早退・遅刻の状況を把握するとともに、心配な生徒に対しては状況を家庭に伝え、協力をもとめる。</p>
--	---

教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頑張っているね。 ・ 任せたぞ！ ・ 先生が誉めていたよ。 ・ 技術が向上したよ。 ・ ナイスプレー、ナイスライ。 ・ 一生懸命に活動していたね。
---------	--

「それっていじめですか？」 「はい、いじめです。」

次の項目であてはまるものがありますか。

- 仲間はずれにされる 無視される 笑い者にされる
- 暴力をふるわれる(たたかれる・けられる・つねられる など) プロレス技をかけられる
- 悪口を言われる(身体に関すること・持ち物のこと・服装のこと など) 悪いうわさを流される
- インターネット上の掲示板などにいやなことを書き込まれる。
- 電子メール等でいやなことを書かれる。 陰口を言われる 物をかくされる
- 物をぬすまれる 物をこわされる 落書きをされる 給食を渡されない
- 給食に異物を混入される 登下校時に荷物を持たされる

一つでもあてはまるものがあれば、迷わず周囲の仲間、家族、先生に相談しましょう。告げて
(チクって)いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

いじめられている人の立場に立ち、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という強い気持ちをもって行動することが大切です。

いまわたし こころ み ～今の私の心を見つめてみます～

いまわたし こころ み
今の私の心や気持ちにあてはまる項目の□に、「レ」をつけてみましょう。

1 □ いまわたし なやみがない。

2 □ いまわたし とも よく過ごしている。

3 □ いまわたし たの 学校が楽しい。

4 □ いまわたし ひと 悩みを聞いてくれる人がいる。

5 □ いまわたし しょくじ 食事がおいしい。

6 □ いまわたし こうだん こま 困っていることがある。

7 □ いまわたし いじめをうけている。

8 □ いまわたし ふあん きもちが落ちつかない。

9 □ いまわたし どうしたよいのか、わからないことがある。

10□ いまわたし ひとりぼっちだ。

()年()組
なまえ

大原中学校「いじめ緊急対策」

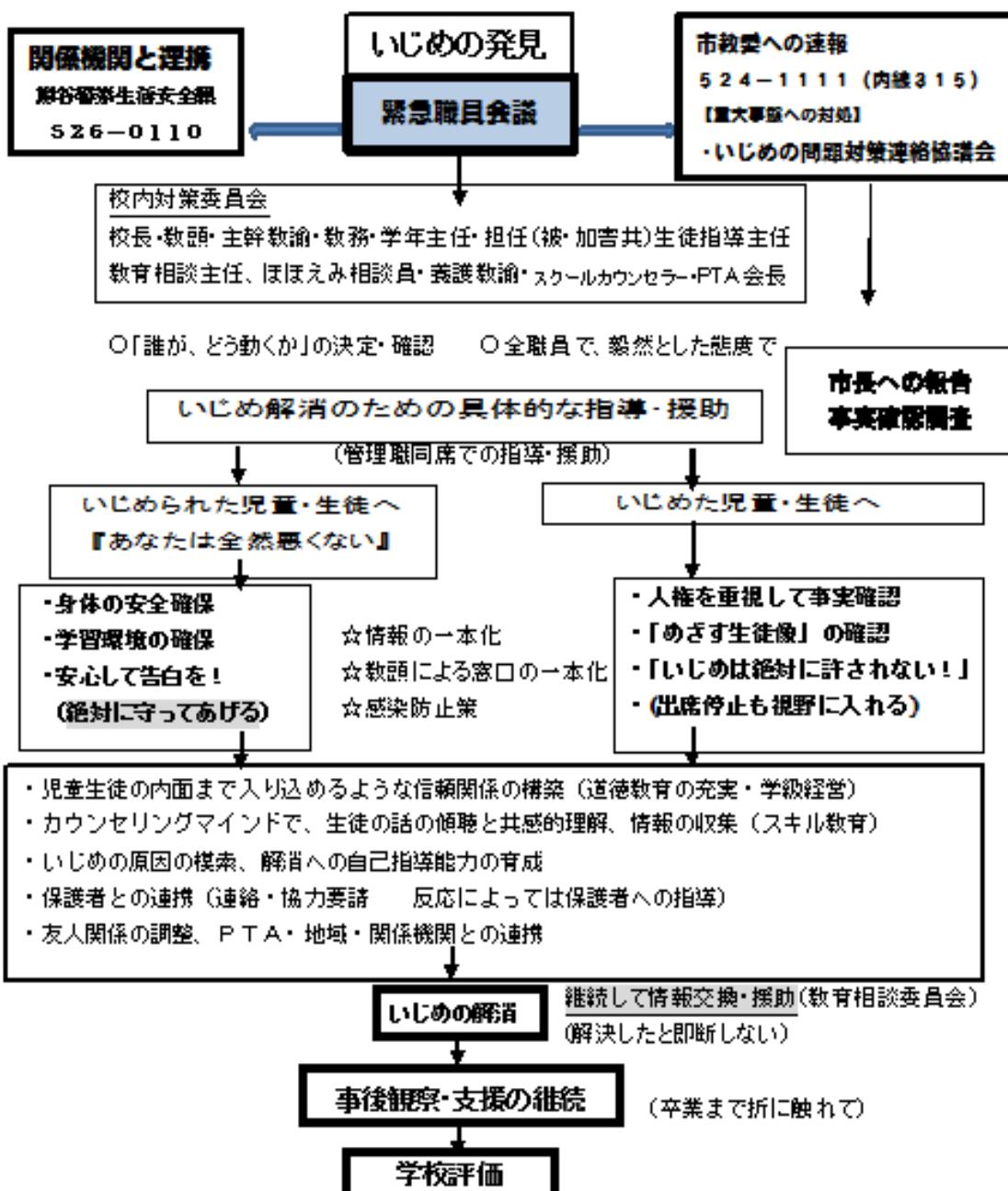
◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を!

12時間以内に3アクション



*学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。

*学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校たよりやHP等により、事実を伝える。

*生徒指導体制の再確認。毎月のいじめ調査の見直しと改善。各学級で道徳授業による取組み。



熊谷市立中学校「いじめ撲滅宣言」

【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか。

私たちは、一人一人が互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対許しません。あなたがいじめていい理由なんてどこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにやめましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐに謝りましょう。

【いじめられているあなたへ】

「負けないで！」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チクって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さなSOSに気づいてくれますか？私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。お願いします。

(平成26年2月13日作成)

この宣言は、市内16中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。

熊谷の子どもたちは、これができます！

アクセル

4つの実践

- 朝ごはんをしっかりと食べる。
- 呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力



大人が手本となつて

ブレーキ

③ 楽運動



家族で ↓ 約束を！



熊谷市青少年健全育成市民委員会・熊谷市幼稚小連絡協議会・熊谷市PTA連合会・熊谷市教育委員会・熊谷市教育委員会

(2) 道徳教育の充実

「授くる学藝は道徳に統計すべし」とあり、教育活動全体を通して道徳教育を推進していくことの大切さが示されており、熊谷教育の重点目標の一つ「道徳教育の充実」に取り組んでいる。

「教授上の要旨」

- 一、最少の時間を以て、最大の利益を與ふべし。
- 二、授くる所の学藝は、生活に必須の事たるべし。
- 三、学はしむる為に、生徒の身体を害ふなかるべし。
- 四、徐々として急ぐべし。
- 五、授くる学藝は道徳に統計すべし。

「訓練の要旨」

- 一、労働を楽ましむべし。
- 二、自修の習慣を作るべし。
- 三、快樂を感じしむる為の幾多の艱難を経せしむべし。
- 四、一事をなさんとせば必ず百難を排して進まさるべからざる事を悟らしむべし。

文部科学大臣からのお願い

未来のある君たちへ

弱いたちばの友だちや同級生をいじめるのは、はずかしいこと。

仲間といつしょに友だちをいじめるのは、ひきょうなこと。

君たちもいじめられるたちはなることもあるんだよ。後になって、なぜあんなはずかしいことをしたのだろう、ばかだったなあと思うより、今、やつているいじめをすぐにやめよう。

◦ ◦ ◦

いじめられて苦しんでいる者は、けつして一人ぼっちじゃないんだよ。

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、きょうだい、学校の先生、学校や近所の友達、だれにでもいいから、はずかしがらず、一人でくろします、いじめられていることを話すゆうきをもどう。話せば楽になるからね。きっとみんなが助けてくれる。

平成十八年十一月十七日

文部科学大臣 伊吹 文明

文部科学大臣からのお願い

お父さん、お母さん、ご家族の皆さん、学校や
塾の先生、スポーツ指導者、地域のみなさんへ

このところ「いじめ」による自殺が続々、まことに
痛ましい限りです。いじめられている子どもにもプラ
イドがあり、いじめの事実をなかなか保護者等に訴え
られないとも言われます。

一つしかない生命。その誕生を慶び、胸に抱きとつ
た生命。無限の可能性を持つ子どもたちを大切に育て
たいものです。子どもの示す小さな変化をみつけるた
めにも、毎日少しでも言葉をかけ、子どもとの対話を
して下さい。

子どもの心の中に自殺の連鎖を生じさせぬよう、連
絡しあい、子どもの生命を護る責任をお互いに再確認
したいものです。

平成十八年十一月十七日

文部科学大臣 伊吹 文明